

パネル型アレイアンテナをご利用いただくにあたって

このたびは、Teradek社製品をご購入いただきましてありがとうございます。

パネル型アレイアンテナをご利用いただくにあたり、いくつか注意事項がございますので、**本書面に記載の内容を必ずご確認ください。**

誤った装着方法でご使用されますと、電波法令違反になる恐れがあります。

電波法令違反に該当すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となります。

ご利用の際は十分にご注意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ BOLT受信機が持つ送信機能とパネル型アレイアンテナの使用方法について

①BOLTの受信機に5つあるアンテナのうち、1箇所は送信にも使用しています。

※BOLT 全モデルの受信機にあるビデオインターフェースに近いところから数えて4番目の部分です。(画像①参照)

②日本国内で、電波法令に準拠してBOLTとパネル型アレイアンテナを使用するためには、

上記で示す箇所には、付属のホイップアンテナを取り付けてご利用いただく必要があります。

※装着時の状態は、画像②をご参照ください。

■ 技術基準適合証明について

日本において免許を必要としない無線機を使用する場合は、その送信機が持つ電波強度が、電波法令で定める基準に適合しているということを事前に申請して、証明しておかなければなりません。これを、技術基準適合証明といいます。

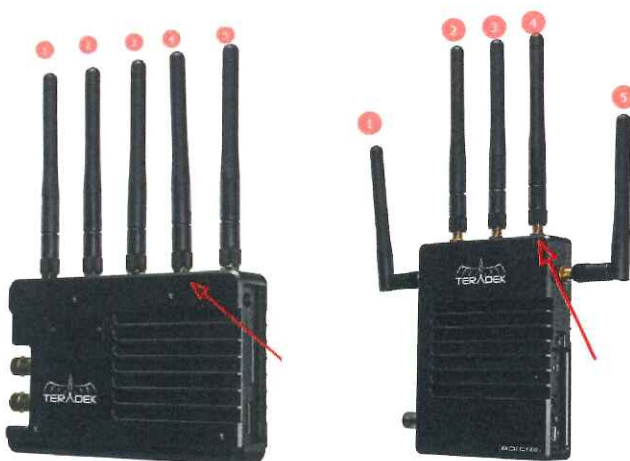
BOLT送信機は、付属のホイップアンテナを指定して技術基準適合証明を申請しておりますので、

受信機が送信にも使用している箇所(画像①参照)に、付属アンテナと異なるものを装着して使用する事はできません。

付属アンテナと異なるものでBOLTを使用すると、電波法令違反となり上記の罰金対象となる恐れがあります。

※技術基準適合証明が求められるのは、送信機能であり受信機能はその限りではありません。

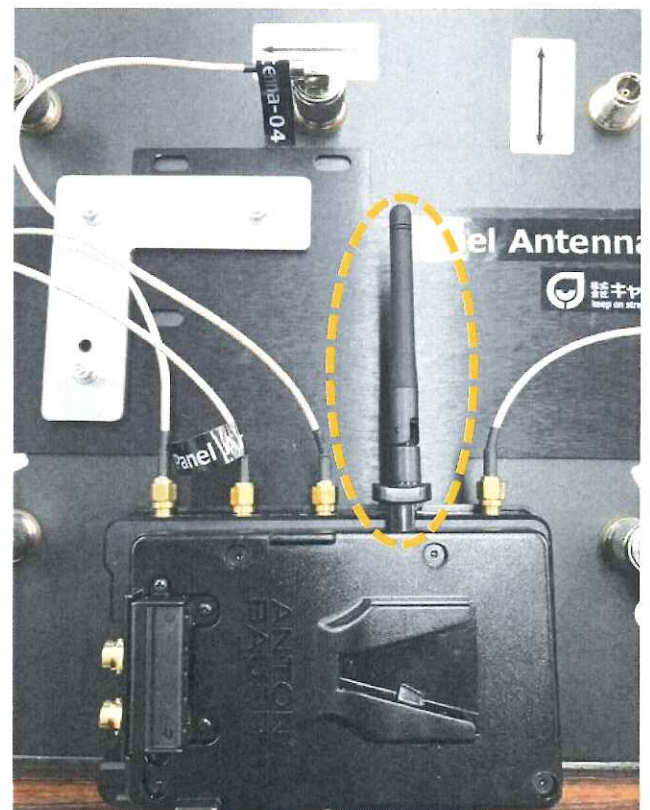
※詳しくは、無線設備に関する基準認証制度をご確認ください。



BOLT 1000/3000 XT 受信機

BOLT 1000 LT 受信機

画像① BOLT 受信機の送信兼受信部



画像② ホイップアンテナを装着した状態